

三河尾張野営三河湾大会災害対応（避難行動）計画

この計画は、西浦海岸知柄漁港（以下、「野営場」という）において開催（令和6年8月10日から15日まで）される野営大会「三河尾張野営三河湾大会」において、風水害等の災害が発生、または発生するおそれがある場合に、大会参加者の安全を確保できるよう必要な事項を定めるものである。

1. 災害発生時における対策本部体制

災害時担当	大会本部組織	業務内容
本部長	大会長	本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。
副本部長	野営長	本部長を補佐し、必要なときはその職務を代理する。
総指揮者	運営本部長	本部の事務を掌理し、統括指揮する。 地区コミッショナーは副指揮者として、総指揮者を補佐する。

2. 対策本部の開設基準と避難の実施

次のいずれかが蒲郡市もしくは近隣の自治体に発表されたとき、または発表される可能性が高いときは、対策本部会議を開き、参加者の避難についての判断を行う。

- ・避難指示・高齢者等避難・大雨特別警報・暴風特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報
- ・土砂災害警戒情報・大雨警報・洪水警報・暴風警報・波浪警報・高潮警報

3. 避難所

避難単位は参加隊ごととし、参加者は対策本部の誘導に従って指定された避難所に避難する。

（1）各参加隊の避難所は、次のとおり指定する。

避難対象	施設名	所在地	人数
・三河地域 (碧海地区、三河葵地区、穂の国地区、豊田地区)	西浦小学校	蒲郡市西浦町宮地10 ※野営場から0.6km	370名
・尾張地域 (尾張南地区、尾張東地区、尾張南地区)	愛知こどもの国	愛知県西尾市東幡豆町南越田3番地 ※野営場から1.3～1.5km	165名

(2) 各隊サイトから避難所への避難順位は、原則、避難所までの距離が遠い参加隊からとするが、場内外において安全面からこれに優先すべき事態が発生した場合は、対策本部からの避難指示（誘導）を優先する。

(3) 各避難所における指揮は、総指揮者及び副指揮者が担う。

ア 西浦小学校（代表副指揮者：奥村地区コミッショナー）

イ 愛知こどもの国（代表副指揮者：加藤地区コミッショナー）

4. 避難手段

避難手段は、徒歩での避難を基本とする。

一刻も早い避難が求められる場合は、参加隊指導者を駐車場まで輸送し、参加隊車両も併用して輸送を行う。

5. 各参加隊における避難（準備）行動

(1) 風水害等の災害が発生、または発生するおそれがある場合には、

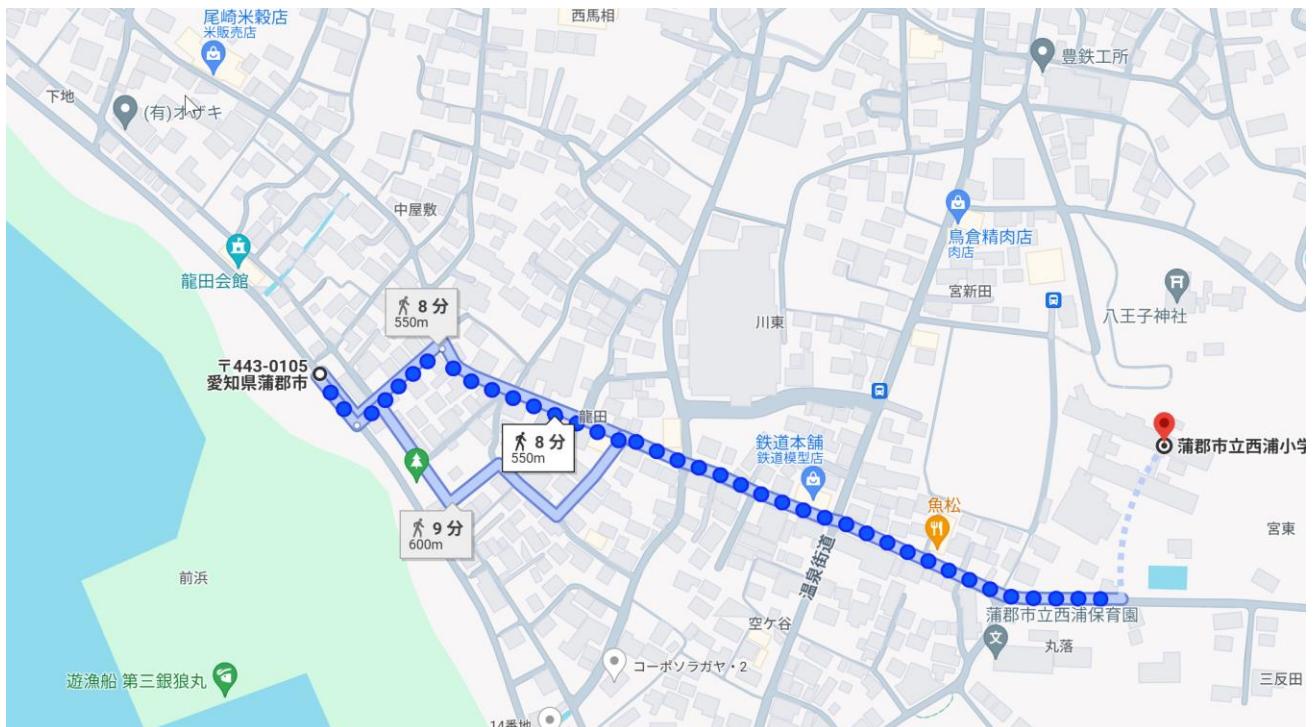
対策（運営）本部の指示により、隊サイトのテント類、工作物等を安全かつ迅速に撤去し、それらの資材を場内の指示された場所へ運搬、保管する。

なお、参加者の個人装備についても、隊資材と同じ場所へ運搬することを基本とするが、対策本部から別途指示がある場合には、それに従う。

(2) 参加者の避難を円滑に行うため、対策本部からの避難指示（誘導）があるまで、各参加隊は隊サイトで待機をする。

6. 避難周辺地図

■西浦小学校への避難



■あいちこどもの国への避難



7. 大地震発生時

大地震の発生時は、上記の避難行動に優先し、各所において次のとおり行動する。

(1) 安全行動

各自が倒壊の恐れがある建造物等から離れ、身近なもの（手や腕、カバンなど）で頭を守り低い姿勢を保つ。揺れが収まるまでは、その場に留まり、動かないようにする。

また、成人指導者は、周りのスカウトに対して安全行動を促す。

(2) 安否確認

揺れが収またら、参加者は各地区本部へ地区ごと集まり点呼をとり、
参加者全員の安否確認を行う。

(3) 避難

各地区ごとに点呼をとった後に避難場所へ避難を行う。